

1 教育委員会の概要

(1) 組織

教育委員会は、政治的中立性を維持しつつ、安定性・継続性を確保して教育行政を管理・執行するため、首長から独立した合議体の執行機関として設置されています。帯広市教育委員会は、市長が市議会の同意を得て任命した教育長及び4人の教育委員で組織されています。

帯広市教育委員会（令和6年3月31日現在）

- 教育長 広瀬容孝（令和4年7月7日就任）
- 委員 藤澤郁美（平成27年6月23日就任）
- 委員 佐々木しゅり（平成28年6月23日就任）
- 委員 柳川久（令和2年12月21日就任）
- 委員 早川一之（令和6年4月1日就任）

(2) 主な職務権限

- 教育行政の一般方針に関すること。
- 委員会規則及び規程の制定及び改廃に関すること。
- 不服申立及び訴訟に関すること。
- 学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- 通学区域の設定及び変更に関すること。
- 職員（道費負担職員を除く。）の任免、分限及び懲戒その他の人事に関すること。
- 道費負担職員の校長及び教頭の任免並びに道費負担職員の分限及び懲戒の内申に関すること。
- 社会教育委員の委嘱及び解職に関すること。
- 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。
- 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案についての意見申出に関すること。
- 教科用図書採択に関すること。
- 重点計画の策定及び変更に関すること。